

平成 18 年 7 月 22 日 (土)

愛知健康の森 プラザホール I・II (第 1 会場)

1. 理事長挨拶

2. 大会長挨拶

3. 総会議長の選出

4. 報告事項

1) 会員の状況 配布資料 1

2) 第 52 回学術大会の開催について (愛知県・大府市あいち健康の森)

学会のメインテーマ、シンポジウムの企画、一般演題数、午前中の  
参加人数など

3) 2005 年度事業報告 配布資料 2

5. 審議事項

1) 2005 年度役員選挙 配布資料 3-1、3-2

2) 2005 年度決算承認 (会計監査済) 配布資料 4

3) 2006 年度予算承認 配布資料 5

4) 2006 年度事業計画

理事会の開催

評議員会・総会の開催

学会ホームページの管理と維持 (<http://tpha.umin.ac.jp/>)

ニュースレターの発行

メールマガジンの発行

5) 会則、細則改定 配布資料 6

6) 2007 年度第 53 回学術大会について

6. その他

(資料1)

1. 会員数および年会費納入状況

(確認日 平成18年6月30日)

	正会員	平成18年度 会費未納者	平成17年度 会費未納者	平成16年度 会費未納者
愛知県	145	46 (31.7%)	7	3
名古屋市	94	44 (46.8%)	17	7
岐阜県	90	43 (47.8%)	6	3
三重県	44	27 (61.4%)	9	7
静岡県	31	17 (54.8%)	5	1
全 体	404	177 (43.8%)	44	21

2. 新入会者数と退会者数

	H17年10月27日～H18年3月16日		H18年3月17日～6月30日	
	新入会者数	退会者数	新入会者数	退会者数
愛知県	0	3	18	4
名古屋市	0	4	5	5
岐阜県	0	1	4	5
三重県	0	6	0	3
静岡県	0	6	2	0
全 体	0	20	29	17

3. 年会費郵便局自動払込申込者数49人(昨年度44人+新規5人)

引き落とし日 2006年6月5日(月)

〃 予備日 2006年7月3日(月)

事業報告

2005年	8月 6日	第51回東海公衆衛生学会学術大会<多治見市文化会館>
	10月 6日	未納者へ会費請求(1回目)
	20日	評議員アンケート
	27日	平成17年度第2回理事会
	12月 7日	会員登録内容の確認実施
2006年	1月 12日	役員選挙のご案内
	〃	役員選挙実施
	〃	理事会通信送付
	2月 1日	役員選挙開票
	6日	開票結果のお知らせ
	3月 1日	理事長選挙実施
	9日	未納者へ会費請求(2回目)
	〃	理事長選挙開票
	17日	平成17年度第3回理事会
	31日	新役員のご紹介
	〃	平成18年度会費請求
	5月 10日	第51回学術大会演題募集のお知らせ
	6月 1日	ニューズレター第6号発行のお知らせ
	6月 30日	平成18年度第1回理事会
7月 22日	第52回東海公衆衛生学会学術大会	

メールマガジン配信状況

2006年	1月 12日	役員選挙のご案内
	3月 31日	新役員のご紹介
	5月 10日	東海公衆衛生学会学術大会・演題募集のお知らせ
	6月 1日	ニューズレター発行のお知らせ

## 2006年度東海公衆衛生学会 役員選挙 実施報告書

選挙管理委員会 <委員長> 永田知里 (岐阜大学大学院医学研究科、疫学・予防医学分野)  
 <委員> 伊奈波良一 (岐阜大学大学院医学研究科、産業衛生分野)  
 <委員> 大庭志野 (岐阜大学大学院医学研究科、健康障害半減講座)  
 <委員> 田中 耕 (岐阜県西濃地域振興局) 注) 選挙実施当時

2005年	12月7日	会員登録内容の確認実施 (確認票を郵送)
	12月30日	会員名簿の確定
2006年	1月12日	選挙人名簿と投票用紙の郵送
	2月1日	開票
	2月2日	理事・評議員選挙結果の公表 ※1
	2月9日～ 22日	理事長・監事の選出方法について、理事間にて協議
	3月1日	当選理事・評議員対象に理事長投票用紙の送付
	3月9日	開票
	〃	評議員1名辞退 → 1名繰り上げ当選
	3月17日	第3回理事会にて副理事長を設けることが提案、承認
	3月23日	理事長指名理事5名の決定、5名評議員の繰り上げ当選
	4月1日	新役員会の発足 ※2

※1 <理事> 地区理事 5名  
 全域理事 5名 計10名

<評議員> 名古屋市 7名  
 愛知県 11名  
 岐阜県 8名  
 三重県 3名  
 静岡県 2名 計31名

※2 資料3-2 参照

東海公衆衛生学会 新役員名簿

2006年5月26

日作成

〔 理事長 〕

徳留 信寛 名古屋市立大学大学院医学研究科健康増進・予防医学分野 教授

〔 副理事長 〕

清水 弘之 さきはひ研究所 所長

〔 理事 15名 〕

明石 都美 名古屋市千種保健所 所長

犬塚 君雄 愛知県中央児童・障害者相談センター センター長

岩瀬 愛子 多治見市民病院副院長・眼科診療部長、多治見市保健センター

五十里 明 愛知県健康福祉部健康担当 局長

佐甲 隆 三重県鈴鹿保健所 所長

清水 弘之 さきはひ研究所 所長

鈴木 輝康 静岡県東部保健所 所長

巽 あさみ 浜松医科大学医学部看護学科地域看護学講座 教授

徳留 信寛 名古屋市立大学大学院医学研究科健康増進予防医学分野 教授

豊嶋 英明 名古屋大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 教授

永田 知里 岐阜大学大学院医学系研究科疫学・予防医学分野 教授

日置 敦巳 岐阜県西濃保健所 所長

藤岡 正信 (財)愛知県健康づくり振興事業団 理事長

望月 朝味 岐阜県健康福祉部健康福祉政策課 保健企画監

横山 和仁 三重大学大学院医学系研究科公衆衛生学 教授

\*理事長、副理事長は、理事の定数に含まれています。

〔 新 監 事 2名 〕

金田 誠一 名古屋市衛生研究所 所長

浜島 信之 名古屋大学大学院医学系研究科予防医学/医学推計・判断学分野 教授

〔 評議員 31名 〕

伊藤 求 井奈波 良一 氏平 高敏 岡本 祥成 加藤 昌弘

金田 誠一 栗田 孝子 児嶋 昭徳 小嶋 雅代 小林 章雄

榊原 久孝 佐橋 政信 柴田 和顯 澁谷 いづみ 下方 浩史

竹内 宏一 田中 耕 玉置 真理子 玉腰 浩司 津下 一代

寺尾 允宏 中島 正夫 中野 正孝 中村 こず枝 浜島 信之

西口 裕 服部 悟 松本 一年 麦島 恵子 吉田 京

和田 文明 \*監事は評議員を兼ねており、評議員の定数に含まれています。

〔 事務局 〕

会員登録担当

小嶋雅代 名古屋市立大学大学院医学研究科健康増進・予防医学分野 学内講師

ニュースレター担当

玉腰浩司 名古屋大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 助教授

ホームページ担当

八谷寛 名古屋大学大学院医学系研究科医学ネットワーク管理学分野 助教授

## 平成18年度 予算案

平成18年6月30日

## 収入の部

費 目	金額 (円)	内 訳
会費	746,000	2,000円 × 一般会員 304人 <sup>a</sup> 608,000 3,000円 × 役員 46人 138,000
賛助会費	60,000	30,000 × 2 60,000
繰越金	397,323	前年度より
合計	1,203,323	

a. 昨年度実績にもとづき一般会員会費納入率85% (役員は100%) として概算

## 支出の部

費 目	予算	内 訳
通信費	100,000	会員連絡用切手・葉書 理事会連絡用切手・葉書 総会・評議員会案内葉書、その他
印刷費	70,000	定型封筒作成、プリンタートナーカートリッジ代 理事会資料、総会・評議員会資料用紙代
理事会経費	110,000	理事交通費、おにぎり・お茶代
事務費	15,000	宛名ラベル、事務用品等
第52回学術大会補助金	150,000	第52回大会事務局 (愛知健康の森健康科学センター) へ
第53回学術大会準備金	150,000	第53回大会事務局へ
人件費	380,000	事務処理・会議準備補助 1,000円 × 380時間
予備費	228,323	支払手数料、事務局交通費等
合計	1,203,323	

※ 平成18年6月29日現在会員数内訳

愛知県	145名	} 合計 404名 (一般358、役員46)
名古屋市	94名	
岐阜県	90名	
三重県	44名	
静岡県	31名	

東海公衆衛生学会 会則 **改定案** (2006年7月18日作成)

\*下線部は平成14年7月27日変更案からの変更追加箇所。

**東海公衆衛生学会会則** (平成12年7月22日変更、平成12年9月1日施行、平成13年7月28日変更、平成13年7月28日施行、平成14年7月27日変更、平成15年4月1日施行、平成18年7月22日変更・施行)

## 第1章 名 称

- 第1条 本会は、東海公衆衛生学会 Tokai Public Health Association (以下本会という) と称する。

## 第2章 目的および事業

- 第2条 本会は、東海地方(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県を指す。以下同)における公衆衛生従事者と公衆衛生学研究者の交流を通じ、会員相互の連携と、東海地方における公衆衛生活動および研究の質的向上を図ることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するため、本会は下記の事業を行う。
  1. 東海公衆衛生学術大会の開催
  2. 公衆衛生学に関する研修会、研究会などの開催・共催
  3. ニュースレターの刊行
  4. その他、本会の目的達成上必要な事業

## 第3章 会員および会費

- 第4条 本会の会員は、下記の3種とする。
  1. 正会員
  2. 賛助会員
  3. 名誉会員
- 第5条
  1. 正会員とは、原則として東海地方に勤務あるいは在住し、本会の目的に賛同しその活動に参加する個人で、別に定める会費を納めるものとする。
  2. 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、目的に協力する法人等であり、別に定める会費を納めるものである。尚、賛助会員は賛助会費の納入の他には、会員としての権利義務を有しないものである。
  3. 名誉会員は、本会に功労のあった70才以上の個人で、理事会の推薦を受け、総会において承認されたものとする。
- 第6条 会員になろうとするものは、別に定める入会申し込み票に必要事項を明記し、会費をそえて本会に申し込まなければならない。
- 第7条
  1. 正会員の会費は総会の議を経て別に定める。
  2. 賛助会員の会費は総会の議を経て別に定める。
  3. 名誉会員については、会費を徴収しない。
- 第8条
  1. 正会員は、会計年度内にその年度の会費を納入しなければならない。
  2. すでに納入された会費は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第9条 本会を退会しようとするものは、本会に申し出なければならない。
- 第10条 会員が本会の名誉を損なう行為、あるいは本会の目的に反する行為をとった場合には、総会の議決を経て、これを除名することが出来る。
- 第11条 会員は下記の事由により、会員の資格を喪失する。
  1. 本人より退会の申し出があったとき
  2. 会費を2年以上滞納したとき
  3. 死亡したとき
  4. 本会から除名されたとき

## 第4章 役員および役員会

- 第12条 本会には下記の役員を置く。理事および評議員の定員は総会の議を経て別に定める。
  1. 理事長(1名)

2. 副理事長（1名）
3. 理事
4. 監事（2名）
5. 評議員

- 第13条
  1. 理事長は、理事の中から理事および評議員が選任する。
  2. 副理事長は理事の中から理事長が指名する。
  3. 理事は、正会員の中から正会員が選出する。
  4. 監事は、評議員の中から理事会が推薦し、評議員会、総会で承認を得る。
  5. 評議員は、正会員の中から正会員が選出する。
  6. 役員の選出方法は細則に定める。
- 第14条 役員に欠員が生じた場合には、補欠役員を選出することができる。その場合の任期は、前任者の任期とする。
- 第15条 理事および評議員の定員数は、地域・職域を勘案して別に定める。
- 第16条 理事長は、会務を総理し、本会および理事会を代表する。
- 第17条 理事は、理事会を組織し、会務を議決する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 第18条 監事は学会の経理を監査し、その結果を理事会、評議員会および総会に報告しなければならない。また、監事は理事会に出席することができる。ただし、議決権をもたない。
- 第19条 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ理事会が総会に提出する議案を審議する。さらに、本会の重要事項について理事会に意見を述べるものとする。
- 第20条
  1. 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
  2. 役員はその任期満了後においても後任者が就任するまでの期間は、その職務を行う。
- 第21条
  1. 理事会および評議員会は、理事長が必要と認めるとき、少なくとも年1回招集する。理事長は、理事の1/3以上の請求があった場合には理事会を招集せねばならない。また理事長は評議員の1/3以上の請求があった場合には評議員会を招集せねばならない。
  2. 理事会の議長は理事長とする。
  3. 評議員会の議長は、評議員の互選とする。
- 第22条
  1. 理事会および評議員会は、それぞれ現在数の過半数の出席により成立する。
  2. 理事会および評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には議長の決するところによる。
  3. やむを得ない理由のため、理事会あるいは評議員会に出席できない場合には、出席する他の理事あるいは評議員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合、前記2つの項の規定については、出席したものとみなす。

## 第5章 事務局

- 第23条 事務局は、理事長あるいは理事長が指名した正会員のもとに置く。

## 第6章 総会

- 第24条 総会は、正会員により構成する。
- 第25条
  1. 総会は、毎年1回開催する。
  2. 特別な事由がある場合には、臨時総会を開催することが出来る。
  3. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、あるいは正会員の10分の1以上から総会に付議すべき事項を示し請求があったときに開催する。
- 第26条
  1. 総会は、理事長が召集する。
  2. 総会の議長は、出席会員の互選による。
- 第27条 下記の事項は総会に提出し、その承認を得なければならない。
  1. 事業計画および収支予算
  2. 事業報告および収支決算
  3. 会則の変更
  4. 役員的人事
  5. その他、理事会および評議員会で必要と認められた事項
- 第28条
  1. 総会は、構成員現在数の1/3以上の出席により成立する。
  2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には議長の決するところによる。

3. やむを得ない理由のため、総会に出席できない場合には、出席する他の構成員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合、前記2つの項の規定については、出席したものとみなす。

## 第7章 東海公衆衛生学術大会、研修会など

- 第29条
  1. 会員の研修および、情報交換、研究報告などの学術交流を目的として、東海公衆衛生学術大会(以下、学会と称する)を毎年1回開催する。
  2. 学会の組織・運営責任者として学会長および学会理事を選任する。
  3. 学会長、学会理事は、理事会が推薦し、評議員会・総会の承認を得る。
  4. 学会長、学会理事の任期は前年度の総会から当該年度末までの期間とする。
  5. 学会理事は、任期中理事としての任務につく。
  6. 学会長と学会理事は兼務できる。
  7. 理事または評議員が学会理事に任命された場合は、任期中、理事または評議員の欠員の補充を行わない。
  8. 学会に関する細則は別に定める。
- 第30条 理事会は、必要に応じ、公衆衛生従事者の知識・技術の向上を目的とした研修会、研究会を開催あるいは共催する。

## 第8章 雑 則

- 第31条 本会則を変更するためには、総会において、出席構成員の2/3以上の同意を得なければならない。
- ### 付 則
1. 本会則は、2006年7月22日より施行する。
  2. 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
  3. 本会則に基づく予算・決算収支は2001年度より適用する。

## 会費に関する細則

1. 個人会費は、年間2000円とする。ただし理事、評議員は年間3000円とする。
2. 賛助会員の会費は、年間3万円以上とする。
3. 会費の納入は、各年度の出来る限り早い時期に行うものとする。
4. 本細則は、2002年7月28日より施行し、本細則に基づく会費の徴収は2003年度より行う。

## 理事・評議員定員および選出方法に関する細則

- 第1条 理事の選出方法
  1. 理事は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の5地区および東海地方全域からそれぞれ選出する。これらの他に理事長は特別枠として以下に示す定員以内の理事を選出することができる。定員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県 および名古屋市の5地区から各1名ずつ、東海地方全域から5名、理事長推薦枠5名とする。
  2. 地区理事の選出は、各地区所属の正会員の投票により行う。
  3. 東海地方全域理事の選出は、全正会員の投票により行い、地区理事に選出されたものを除き、得票の多いものから順に5名を理事とする。
- 第2条 評議員の選出方法
  1. 評議員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の5区からそれぞれ選出する(東海地方全域を削除)。定員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の5地区から各正会員10名毎に1名ずつとする。
- 第3条 選挙管理委員会
  1. 理事および評議員選挙に関する事項は選挙管理委員会(以下委員会という)が行う。
  2. 委員会の委員長は理事会において、学会員の中から5名を選び理事長が委嘱する
  3. 委員会の任期はこの選挙の終了までの期間とする。
  4. 委員会の事務は学会事務局で行う。
  5. 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。
- 第4条 選挙権
  1. 理事および評議員選挙の選挙、被選挙権は、選挙年の会務総会時点において会費を全納した正会員がもつものとする。
- 付 則 本細則は2006年7月22日より施行する。

## 東海公衆衛生学術大会開催に関する細則

1. 各年度の総会において、次年度の東海公衆衛生学術大会長および開催地を決定する。なお、東海公衆衛生学術大会(以下、学会と称する)は、必要に応じ、東海公衆衛生学会と称することも認める。
2. 学会長は、会則に示された本会の目的達成を目的に、学会を計画し、実行する。
3. 学会の基本計画作成に際し、学会長は理事会と協議し、その了承を得なければならない。また、計画の実施に際しては、

- 必要に応じ、理事会の助言を得るものとする。
4. 学会の予算は、東海公衆衛生学会からの補助金、学会参加費、地方自治体等からの賛助金、広告料などでまかなうものとする。
  5. 学会での筆頭発表者は学会員でなければならない。
  6. 学会参加料は、会員参加費と非会員参加費を分けて徴収する。

## 理事会申し合わせ事項

### 理事長の選出方法に関して

1. 理事長は、全理事を候補とし、理事および評議員の投票により選出する。
2. 投票の結果、得票数の上位1名を理事長とする。
3. 1位の者が2名以上の場合は、理事会にて協議し1名に決定する。
4. 理事長選挙に関する事項は、役員選挙管理委員会が行う。

付則 本申し合わせ事項は、2006年3月1日から施行する。

## ◆賛助会員名簿 2006. 7. 13現在

スズケン・ケンツ事業部 学術企画課 統轄課長	横地 裕 様	486-0000	春日井市下条町1212-1
愛知診断技術振興財団 医療医科学研究所長	通木俊逸 様	460-00006	名古屋市中区葵2-13-30
社団法人半田市医師会健康管 理センター所長	春田和慶様	475-8511	半田市神田町1-1-1
医療法人オリエントタルクリニック 理事長	廣瀬光彦様	464-0850	名古屋市千種区今池1丁目8-5
(財)愛知健康増進財団 理事長	土井寛己様	462-0844	名古屋市北区清水1丁目18-4